

2020年10月6日

関西電力株式会社 御中

調査報告書

弁護士法人北浜法律事務所

弁護士 渡 辺 徹

I. 調査の概要

第1 本調査の経緯及び目的

1 第三者委員会の調査結果

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、関西電力の役職員が森山榮治氏（以下「森山氏」という。）らから金品等を受領していた問題（以下「本件金品受領問題」という。）について、**2019年10月2日**に第三者委員会の設置を決定し、第三者委員会は関西電力に対し、**2020年3月14日**に調査報告書（以下「第三者委員会報告書」という。）を提出した。

第三者委員会は、関西電力及びそのグループ会社の役職員及び元役職員並びにその他社外の者の合計**214**名に対し延べ**248**回のヒアリングを実施し、関西電力及びそのグループ会社の役職員及び元役職員の合計**605**名に対し書面調査を実施し、関西電力及びそのグループ会社の役職員及び元役職員を対象とするホットラインにおいて合計**140**件の情報を受け付けた。その結果、金品受領者は、関西電力の社内調査で判明していた**23**名以外に**52**名が判明し、受領した金品の総額は約**3億6000**万円に上ったことが、第三者委員会報告書において報告された。

2 新たな金品受領の事実の判明

2020年6月26日、関西電力の内部通報窓口である法律事務所に対し、第三者委員会報告書に記載されていない事実として、株式会社 KANSO テクノス（以下「KANSO テクノス」という。）の元社長が森山氏から金品を受領していた可能性が高い旨の通報がなされた。

関西電力において、コンプライアンス委員会の協力を得て調査したところ、最終的に、同年**7月22日**、森山氏から、KANSO テクノスの元社長である今井武氏が約**400**万円相当の商品券を受領し、KANSO テクノスの元幹部が現金**4**万円を受領していた事実が判明した。

3 本調査の委嘱及び目的

上記**2**の事実が判明したことを受けて、関西電力は当職に対し、同月**31日**、本件金品受領問題に関し、下記の事項（以下「本調査事項」という。）についての再調査（以下「本調査」という。）を委嘱し、当職は本調査を実施した。本報告書は、当職が行った本調査の結果を報告するものである。

記

関西電力、関西電力送配電株式会社及び関西電力のグループ会社 6 社（KANSO テクノス、関電プラント株式会社（以下「関電プラント」という。）、株式会社関電パワーテック（以下「関電パワーテック」という。）、関電不動産開発株式会社（以下「関電不動産開発」という。）、関電サービス株式会社（以下「関電サービス」という。）及び株式会社かんでんエンジニアリング（以下「かんでんエンジニアリング」という。）。以下、これらの 8 社を併せて「関西電力等」という。)) の役職員及び元役職員が、これまでに判明している事実以外に、森山氏又は森山氏関連企業（吉田開発株式会社、柳田産業株式会社、株式会社オーイング及び株式会社塩浜工業）から金品を受領していた事実があるか。

第 2 本調査の体制及び期間

1 本調査の体制

本調査は、当職の指揮の下、当職の所属する弁護士法人北浜法律事務所の所属弁護士（谷明典、中森伸、岡郁磨、村田航椰及び井之上裕佑）を調査補助者として行われた。

また、当職は、コンプライアンス推進室の従業員を事務局として、関西電力のグループ会社 6 社における新旧役員リストの作成、資料の収集、ヒアリング日程の調整その他の事務を行わせた。

2 本調査の期間

本調査は、**2020 年 7 月 31 日**から同年 **10 月 2 日**までの間、実施された。

第 3 本調査の方法

本調査の方法は以下のとおりである。

1 ホットラインによる調査

本調査に必要な情報を幅広い関係者から収集するため、下記の対象情報（以下「本対象情報」という。）を当職に提供するためのホットラインを設置し、**2020 年 8 月 5 日**から同月 **17 日**までの間に、当職ら宛て郵送・電子メール・電話により情報提供することを、関西電力等の現役職員全員（但し、後記 **2** における本電話調査の対象者は除く。）にメールにて周知した（以下「本ホットライン調査」という。）。)

本ホットライン調査においては、郵送 **1** 件、電子メール **19** 件、電話 **1** 件の情報が寄せられた。

記

ア：情報提供者自身が、森山氏又は森山氏関連企業から金品を受領した事実

イ：関西電力等の役職員（退職者も含む。）が森山氏又は森山氏関連企業から金品を受領したことを見た（聞いた）事実

但し、ア・イともに、金額の多寡、社会的儀礼の範囲か否か、情報を聞いた時期が古いか新しいか、受領した金品を返却済みか否か、証拠があるかないか、伝聞であるか否かを問わず、全て報告することとする。また、第三者委員会に既に報告した内容も含めて報告するものとするが、既に第三者委員会報告書に記載されている内容は報告不要とする。

2 電話による調査

本調査の端緒が、**KANSO** テクノスの元社長が約 **400** 万円相当の商品券を受領していた事実であったことに鑑み、関西電力のグループ会社 **6** 社の役員（退職者も含む。）に対し、電話によって、本対象情報の聞き取り調査を行った（以下「本電話調査」という。）。

本電話調査の対象者は、第三者委員会報告書において関西電力の子会社の役員が金品を受領していた時期のうち、最も古い時期が **1997** 年であったことに鑑み、**1997** 年当時の役員（但し、非常勤役員を除く。）まで遡って、対象者に含めることとした。

なお、本電話調査の対象者となる役員は、各社にて重複していた役員を名寄せした結果、**KANSO** テクノスにて **40** 名、関電プラントにて **74** 名、関電パワーテックにて **41** 名、関電不動産開発にて **58** 名、関電サービスにて **40** 名、かんでんエンジニアリングにて **68** 名であった。

そのうち、既に死亡していた者、入院している者、高齢者介護施設等に入所している者、会話が困難である者、連絡可能な電話番号が不明である者及び下記 **5** のヒアリング調査の対象者を除いて、本電話調査を実施し、その人数は、**KANSO** テクノスにて **28** 名、関電プラントにて **52** 名、関電パワーテックにて **30** 名、関電不動産開発にて **41** 名、関電サービスにて **34** 名、かんでんエンジニアリングにて **55** 名であった。

合計 **240** 名に対する本電話調査の結果、調査を拒絶し回答しない者 **1** 名を除き、**239** 名から回答を得た。

また、本電話調査の結果、**1992** 年から **1995** 年の間に高浜発電所の所長・所長代理・副所長・次長であった者に関する情報が寄せられたことから、これらに該当する **15** 名にも、別途、本電話調査を行うこととした。そのうち、既に死亡していた者 **2** 名、上記本電話調査の対象となっていた者 **2** 名、及び連絡可能な電話番号が不明である者 **3** 名を除いて、**8** 名に本電話調査を行い、**8** 名全員から回答を得た。

更に、本電話調査の結果、中央送変電建設事務所の幹部であった際に金品を受領していたとの回答があったため、**1990**年代以降に中央送変電建設事務所（なお、**2003**年**6**月に電力システム技術センターへ組織改正し現在に至る。）の幹部であった者**9**名のうち、当該回答者**1**名、既に第三者委員会報告書により金品受領が判明していた者**3**名及び死亡が判明した者**1**名を除いて、**4**名に本電話調査を行い、**4**名全員から回答を得た。

3 書面による調査

入院している者、高齢者介護施設等に入所している者、会話が困難である者及び連絡可能な電話番号が不明である者については、書面を郵送することにより本対象情報の調査を行った（以下「本書面調査」という。）。また、本電話調査を拒絶した者**1**名及び下記**5**のヒアリング調査を拒絶した者**1**名についても、改めて本書面調査を行った。

本書面調査の対象者は、**KANSO**テクノスにて**2**名、関電プラントにて**4**名、関電パワーテックにて**5**名、関電不動産開発にて**1**名、高浜発電所の所長等の経験者につき**3**名の合計**15**名であり（なお、関電サービスとかんでんエンジニアリングには、本書面調査の対象者はいなかった。）、そのうち、本書面調査に回答した者は**8**名、宛先不明で返送された者が**2**名、死亡が判明した者が**2**名、未回答が**3**名（下記**5**のヒアリング調査を拒絶した者**1**名の実質的な未回答を含む。）であった。

4 関連資料の分析

当職は、本調査の事務局であるコンプライアンス推進室を通じて、本調査に必要な資料の収集に当たったところ、関電プラントからコンプライアンス推進室に対して、森山氏からの商品券の受領にかかるメモ（以下「本メモ」という。）が提出されたため、その分析等を行った。

また、上記分析等の中で、本メモに関与していた可能性がある関電プラントの元総務担当役職員**3**名に対し本電話調査を、同**1**名に対しヒアリングによる調査を行い、**4**名全員から回答を得た（この内、前**3**名は、前記**2**「電話による調査」記載の関電プラントの**52**名に、後**1**名は、後記**5**「ヒアリングによる調査」記載の**8**名に含まれている。）。

5 ヒアリングによる調査

本ホットライン調査、本電話調査及び本書面調査において寄せられた本対象情報並びに本調査の事務局であるコンプライアンス推進室を通じて得られた本メモに基づき、**8**名（うち、森山氏関連企業の役職員**1**名）をヒアリング対象者としてヒアリングを実施したが（以下「本ヒアリング調査」という。）、そのうちの**1**名については、特段合理的な理由を述べることなく、ヒアリングに応じなかった。

なお、本調査の端緒となった、**KANSO** テクノスの元社長が約 **400** 万円相当の商品券を受領した事実に関し、関西電力のコンプライアンス委員会委員である社外弁護士により、既に **KANSO** テクノスの役員 **5** 名についてヒアリングが実施されていたところ、これら **5** 名については、当職において新たなヒアリングは行っていない。

第 4 本調査の前提条件及び限界

1 前提条件

本調査は、下記の前提条件に服する。

記

- ア：関西電力等が当職に開示・提出した書類は、全て真正な原本又はそれと同一性を有する写しであること。
- イ：関西電力等が当職に提示・提出した情報・データは、全て真正かつ正確なものであり、改変等されていないこと。
- ウ：当職が文書・データの一部のみの開示を受けたものである場合において、このような一部の文書・データは、当該文書・データ全体の内容を適切に反映しており、当該文書・データ全体についての誤解を生じさせるものではないこと。
- エ：関西電力等及び本調査の対象者等が、本報告書において明示的に記載された事項を除き、当職の検討対象となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示を留保したことはないこと。
- オ：本電話調査における回答、本書面調査における回答及び本ヒアリングにおける供述が真実かつ正確であること。
- カ：本調査の結果は専ら「第 3 調査の方法」に記載されている調査方法に依拠するものであり、当職がこれら以外の情報により検証を行ったものではないこと。
- キ：本報告書は本調査事項を調査する目的のために作成されたものであり、それ以外の目的のため使用されることを予定していないこと。

2 限界

本調査には下記の限界があった。

記

- ア：本調査の対象者のうち、既に死亡していた者が相当数おり、それらの者には調査ができなかった。
- イ：本調査は、捜査機関による強制捜査と異なり、関係者の任意の協力に基づくものであるところ、本ヒアリング調査に応じず本書面調査にも実質的に未回答であった者が **1** 名いた。

II. 本調査により判明した事実

本調査により判明した事実は以下のとおりである。但し、社会的儀礼の範囲内と考えられる贈答は除外している。

第1 関電プラントにおける金品受領

関電プラント（なお、**2004年9月**までの社名は関電興業株式会社）の社長であったA氏（故人）は、**1996年12月**以降に森山氏から商品券を受領するようになり、その会長時代も併せて、**1999年6月**までに**4回**にわたり、合計**40万円**の商品券を受領した。

同じく社長であった北田幹夫氏（以下「北田氏」という。）は、**1998年7月**以降に森山氏から商品券を受領するようになり、その会長時代も併せて、**2002年12月**までに**11回**にわたり、合計**153万円**の商品券を受領した。

その後社長となったB氏（故人）は、**2003年7月**以降に森山氏から商品券を受領するようになり、その相談役時代も併せて、**2006年**までに**7回**にわたり、合計**80万円**の商品券を受領した。

なお、本メモには、上記のほかに森山氏から受領した商品券として、**2000年8月3日**に**10万円**、**2005年12月5日**に**10万円**の記載があるが、それぞれ受領者が不明である。

第2 その他における金品受領

関西電力の高浜発電所幹部であったC氏は、**1992年頃**、森山氏から重箱及びネクタイを受領した。

関西電力の高浜発電所幹部であったD氏（故人）は、**1993年頃**、森山氏から反物を受領した。

関西電力において中央送変電建設事務所の幹部であったE氏は、**1995年頃**、森山氏から金杯**1個**を受領した。

関電不動産開発（当時の社名は関電産業株式会社）の幹部であったF氏は、**1996年頃**、森山氏から**10万円**の商品券を受領した。

以上